

労働関係法 のポイント

南関東版

紅葉の富士山五合目



時の鐘 (川越市)



みなとみらい (横浜市)



犬吠埼灯台 (銚子市)

使用者も、労働者も、 必ず確認！ 最低賃金

最低賃金制度は、働くすべての人々に
賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの
働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

令和3年度 地域別最低賃金額

都道府県名	最低賃金時間額	発効年月日
埼玉	956円（928円）	令和3年10月1日
千葉	953円（925円）	令和3年10月1日
東京	1,041円（1,013円）	令和3年10月1日
神奈川	1,040円（1,012円）	令和3年10月1日
山梨	866円（838円）	令和3年10月1日

*（ ）内は、令和2年度地域別最低賃金額